

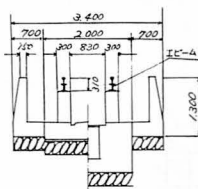
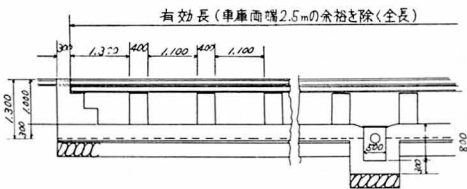
うに下部の制動装置・発電機・コンプレッサー等の検査に便利なサイドビットを有するいわゆるプル型（またはW型）と称するものがある。このプル型は側台部分と内坑と往来ができるよう、レールはコンクリート柱にIビームけたを乗せ取付けられている。なお検査坑の寸法を示すと図に示すようであり、その長さは付表に示すとおりである。

検査坑の長さ(m)

種 別	扇形車庫				矩形(くけい)車庫			
	大形機配置区	小形機配置区(C58以下)	大形機配置区	小形機配置区	大形機配置区	小形機配置区	大形機配置区	小形機配置区
丙修繕線	17	31	15	29	17	31	15	29
炭水車解体	11	1	9	1	11	1	9	1
修繕線	23	1	20	1	23	1	20	1
交番検査線	28	(4)	25	(4)	28	(4)	25	(4)
洗缶線	23	1	20	1	23	1	20	1
給油仕業検査線								

L=検査坑の長さ(含階段)m, D=車庫入口から検査坑入口まで m, ()=車庫入口から外部に出る長さ m, EH, EF, EDは電気機関車形式

3. 電気機関車交番検査坑



(宇野浩彰)

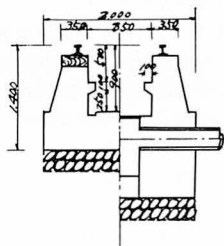
けんさしゅうぜんきてい 検査修繕規程 国鉄の車両を常に使用上安全な状態に保守するため、運輸省令として日本国有鉄道運転規則で検査の期限が定められているが、さらに車種の特色あるいは使用状態に応じて、検査および修繕の種別、施行場所および時期(期限)、施行範囲などを車種ごとに内部達として定めたものが検査修繕規程であって、機関車検査修繕規程、客貨車検査規程、電車検査規程、ディーゼル動車検査修繕規程などがある。

通常これらの規程は、検査修繕の施行内容まで規定することは煩雑となるので大綱を示すにとどめ、細部については取扱心得、施行細則、摩耗限度、修繕基準、施行要領などによって指示されている。

検査修繕規程と検査規程とは単に表現上の相違だけで、内容としてはまったく同じものである。前者は区で施行するものは検査、工場で施行するものを修繕と名称を区別したために、標題も検査修繕規程といい、後者はすべて検査という名称を使用して標題も検査規程と称しているに過ぎない。(土岐実光)

けんさつしゅう 検札 車掌または船の事務長が車庫内に

2. 交番検査坑



において旅客の所持する乗車券類を検査する場合に、検査を実施したことを証するため乗車券類の表面に鉄こんを印するために使用する鉄(はさみ)である。

検札鉄による鉄こんの効力は、当該乗車券によって検札当までの区間について、旅客が正規の手続をもって乗車船したことを証明するものであり、かつその後の乗車において、変則的乗車の取扱を受ける場合または事故発生の場合等における措置に当たっての乗車券類の効力の判定、旅客運賃・料金の計算等について重要な証拠となるものである。(平林喜三造)

けんさつしゅう 検札車掌 検札すなわち乗車券の検査は、一般にその列車に乗務している客扱専任車掌、または客扱を主とする車掌が行う。その目的は旅客の旅行上の案内と不正乗車などの取締りにあるが、多客期や朝夕のラッシュ時等においては、当務の車掌だけでは十分にその目的が達せられないので、車掌を別に指定して必要な列車および区間を定めて、特別に検札を行わせることがある。このように特別に検札を行うために勤務を指定された車掌を検札車掌と通称する。したがって職制的に定められたものではない。(秋田 豊)

けんさひょうじゅん 検査標準 国鉄における車両検査について定められた標準。

鉄道車両はいつも安全な状態を保持しておかなければならないが、使用状況に応じその損傷程度も差異を生じるので、それに対応する適切な検査で不良箇所を摘出して常態に復するものが順序である。まず車両を検査するには、検査修繕規程あるいは検査規程に定められた方法によって検査するのであるが、発熱焼損の兆候の有無、し緩状態、材料疲労の程度、き裂割損の有無、気密状態の確認、作用機能の良否、部分品の完否、車両限界・建築限界に接する有無などについて厳密に検査するものであり、

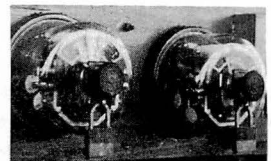
この検査を行う場合、各人各様の判断力に任せるとその結果区々になり統一を欠き、場合によっては浪費ともなって不経済であるので、検査のやり方の標準が必要となる。この検査標準は、検査修繕規程または検査規程に定められて各種検査に応じて定められてその完べきを期している。しかし、検査修繕技術の向上、車両の装備改造、形式の変更ならびに長距離運転の増大等により、検査修繕規程の改正に伴ない、検査標準も実作業に即したように改められてゆかねばならない。

現に施行されている検査標準の一例をつぎに挙げる。仕業検査標準、運転検査標準、交番検査標準、無火検査標準、1月検査標準、その他必要に応じ特定時期に施行する箇所の検査標準、再修繕検査修繕標準。(麻田武公)

げんじかいじょうき 限時解錠器 (英) time release 信号保安装置の接近鎖錠・保留鎖錠などにおいて、てこの取扱いに一定時間の制限を必要とするときに使用するものである。時計式・手回式およびてこ付式の3種類があるが、現在では手回式、てこ付式はほとんど使用されていない。

時計式限時解錠器は型式を壁掛型といい、接点数は定位2組、反位2組で最大時素を2分としてある。

だいたいの構造は定位接点の閉合ならびに反位接点の開放は手動により、定位接点が開放してから、反位接点が閉合するまでは時限装置によって所要の時素を得るもので、動作中に不正の取扱い、または時素の短縮などをすることができない構造になっている。ぱ



限時解錠器